

第 9 回

岩国地域 8 市町村合併協議会会議録(写)

(平成 17 年 10 月 12 日)

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局

第9回 岩国地域8市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年10月12日(水曜日) 午前10時00分～午前11時55分

場 所 シンフォニア岩国(岩国市)

次 第

1 開 会 . . . 3

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

報告第17号 協議会委員の交代について . . . 4

協議第45号 国民健康保険事業の取扱いについて . . . 5

協議第46号 新市の市章について . . . 8

報告第18号 組織及び機構の取扱いについて . . . 14

報告第19号 一部事務組合等の取扱いについて . . . 24

報告第20号 合併時創設事業等について . . . 25

・コミュニティ集会所整備事業等補助金

・住民活動災害補償制度

・社会福祉協議会補助金

・高齢者等福祉タクシー利用助成事業

・斎場使用料

・飲料水供給施設設置整備事業等補助金

・中小企業融資制度

・私道等舗装補助事業

・水洗便所改造資金融資利子補給補助金

5 その他

6 閉 会

出席者(会長、副会長含む55名)

会 長 井原勝介

副会長 榎本利光 田中英雄

委 員 (1号委員)

植野正則 藤本雄三 武居龍志 寺本隆宏 宗正久明

(2号委員)

桑原敏幸	清柳 聰	對藤賢次	川崎 昇	吉田輝雄
松本久次	藤井 禎	高田和博	中塚一広	嶋谷俊昭
伊藤泰雄	池田良幸	吉山國臣	内山正則	堀江吉政
谷口和正				

(3号委員)

濱田俊彦	二宮信子	笹川徳光	芦岡謙一	平田 整
佐野松乃	友田 洋	藤崎秀生	小野哲明	高木正則
藤弘繁生	田村順子	諫早文作	虎谷房子	山田太三
藤田房子	西本 明	清弘雄正	林 忠克	荻原節子
野村 泰	堀江 泰	中村美鈴	河村 功	竹中洋揚
相川正雄	林 一夫	小川芙美荏	市村昭雄	宮崎正人
山崎英一				

欠席者 (3名)

(3号委員)

中西更生	藤村利夫	三家本八重子
------	------	--------

傍 聴 26人

[午前10時00分開会]

武安事務局次長 それでは、ただいまから第9回岩国地域8市町村合併協議会を開催いたします。

協議会の開催に先立ちまして、井原会長が一言ごあいさつを申し上げます。

井原勝介会長 皆さん、おはようございます。第9回の合併協議会を開催させていただきまして、大変お忙しい中、毎回でありますけれども、ほとんどの皆さんに御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず申し上げなければいけないのは、先日の台風14号で当岩国地域は大変大きな被害を被ってしまいました。戦後のルーヌ台風以来ではないかというぐらいの、本当に大きな被害を被りました。

岩国も床上が1,400、全体で床下も含めて2,000世帯ぐらいの被害がありましたし、御存じのように、美川町はその世帯数は少ないですけど、もっと深刻な被害を受けてらっしゃる。そのほか、錦町も周東もですね、この地域全体でやはり大きな被害を生じているというふうに思います。

岩国もそうですが、ごみ対策とか消毒とか、大きな部分の対策は、ほぼ片がついてきてるんですが、一人一人、一軒一軒の被災をされた世帯はまだまだその通常の生活にとても戻れるような状態ではない。通常の生活ができるような状態ではないということがまだ続いております。

これから、我々もそうですが、補正予算もこの間、議会を通していただきましたので、災害復旧、復興、各種支援対策を充実していただかなければいけないという状態だろうと思います。

被災をされた皆様方につきましては、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く、一日も早い復旧、通常の生活に戻れるようにお祈りをしたいというふうに思いますし、これからことしだけでは終わらないことかもしれませんので、広域で、新しい岩国市として防災対策をしっかり見直していかなければいけないのではないかと今考えておりますので、そういう意味でも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、前回、7月以来であります、その間に由宇町長選挙がございまして、楨本町長が見事に再任をされました。お祝いを申し上げたいと思います。そのほか、由宇町の議会、美和町の議会も改選が行なわれました。それに伴いまして若干の協議会委員の異動もあったわけでございまして、これにつきましては後ほど御紹介を申し上げたいというふうに思います。

10月1日には山口の県央の合併も既に成立をしております、いよいよ山口県は、残された岩国地域が最後の合併になるということでもあります。

9月1日にはそれぞれの役場に合併のカウントダウンボードも設置をされまして、きょうで159日前になるということでもあります。着々と、刻々と日時は迫ってきているというところがございます。

さまざまな調整事項がたくさんありまして、事務的な段階、あるいは首長会議等も通しまして、徐々に調整をし、詰めさせていただいているところでありますが、きょうは協議事項が国民健康保険、あるいは新市の市章の取扱いについての2件、あと報告事項がたくさんございますので、きょうは午前中でありまして、昼ごろにはやめたいと思いますので、円滑な審議に御協力をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

武安事務局次長 ありがとうございます。

本日の会議には御都合によりまして3名の委員が欠席をされておられますが、協議会規約第10条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本会議が成立をしていることを報告させていただきます。

続きまして、資料の確認でございますが、先般送付をさせていただきました第9回会議資料の冊子、それから本日机の上に配付をさせていただいております協議会委員の交代について、A4の2枚ものになるかと思っております。以上でありますよろしいでしょうか。

それでは、協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの進行は井原会長をお願いいたします。よろしく願いします。

井原勝介会長 それでは、お手元の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の指名についてですが、本郷村の池田委員、美和町の相川委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

報告第17号 協議会委員の交代について

井原勝介会長 それでは、議事に入りたいと思います。

報告第17号協議会委員の交代についてを議題といたします。事務局から説明をしてください。

武安事務局次長 それでは、協議会委員の交代について御報告をいたします。

資料につきましては、今申し上げました、本日配付しております第9回協議会差替資料となっております。委員の交代についての2枚ものでございます。

このたび、由宇町並びに美和町議会議員の改選がございました。それによりまして、由宇町においては9月12日に議会を開催されまして、その日のうちに議会議長に清柳聡議員、また合併調査特別委員会の委員長に嶋谷俊昭議員がそれぞれ御就任をされております。また、美和町におきましては、10月3日に議会開催されまして、市町村合併特別委員会の委員長に谷口和正議員が御就任をされておられます。

それに基づきまして、岩国地域8市町村合併協議会規約第8条第1項第2号に規定する委員と

しまして、由宇町の議会の議長として松村和一委員から清柳聰委員へ、由宇町の合併問題に関する特別委員会の長として、清柳聰委員から嶋谷俊昭委員へ、それぞれ9月12日付をもって交代され、就任をされております。

あわせて美和町の合併問題に関する特別委員会の長として平岡政治委員から谷口和正委員に10月3日をもって交代され、就任をされておりますので、その旨御報告をさせていただきます。以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。新たに委員になられましたお二人の方に一言ずつあいさつをいただきたいと思います。まず、由宇町の嶋谷委員、どうぞ。

嶋谷俊昭委員（由宇町） 由宇町の嶋谷と申します。あと残された期間は短うございますが、どうぞよろしく願いいたします。

井原勝介会長 それでは、谷口委員、お願いします。

谷口和正委員（美和町） 美和町の谷口でございます。残されたあと5カ月余りでございますけれども、この場に初めて私は出席するわけですが、最後までスムーズに、みんなで喜ばれる合併にするよう努めますので、よろしく願いいたします。

井原勝介会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

協議第45号 国民健康保険事業の取扱い

井原勝介会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

協議第45号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。事務局から説明をしてください。

遠藤事務局員 それでは、国民健康保険事業の取扱いのうち、国民健康保険料に係る御提案をさせていただきます。

会議資料4ページの提案内容につきまして、会議資料5ページから7ページの具体的な調整方針で御説明いたしますので、A3資料の5ページをお開きください。

まず、これまでの確認内容等でございますが、昨年第4回協議会におきまして、賦課方式につきましては、「平成17年度の保険料（税）の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する。」、保険料率につきましては、「合併日以降最初の賦課期日をもって、統一する。ただし、医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国民健康保険基金を財源として、5年間を限度に段階的な調整を行なう。」という方針を確認いただいていたところでございます。

また、賦課方式の設定、段階的な調整を行なう市町村やその調整期間につきましては、平成

17年度において各市町村で料率、税率の改定等が予定されていたこともありまして、8市町村を取り巻く国保会計の状況変化を踏まえた上で判断することが適切であるとの御了承をいただき、平成17年度の当初賦課データに基づくシミュレーション結果により改めて協議をお願いすることになっておりました。

続きまして、現在の状況及び平成17年度シミュレーション結果として関連する基礎データを5ページから6ページの中ほどにまとめておりますので、ごらんください。

まず、B【1】といたしまして、国保特別会計における翌年度繰越額の推移の状況を、それから【2】といたしまして、国民健康保険基金現在高の推移の状況をそれぞれお示ししております。次に、【3】でございますが、これらをはじめとした平成16年度の決算状況をもとに収支のバランスを図るため、平成17年度においては玖珂町、周東町、錦町、美川町でそれぞれ保険税率の改定を行なっておられるところです。この改定等によりまして、平成16年度と17年度における1世帯当たりの平均保険料に変動が見られておりまして、その差額をあらわしたものが資料の【4】でございます。

これによりまして、周東町、美川町では保険税率の改定により、また本郷村では長期譲渡などの一時的な事情によりまして、前年度に比べ保険税が増加しており、一方、その他の市町にあっては減少となっております。

次に、6ページをお開きください。【5】といたしまして、平成17年度当初賦課データによるシミュレーションを行なった結果でございますが、3方式で統一した場合の1世帯当たりの平均保険料と現行の平均保険料との差額を(A)欄に、また4方式で統一した場合の平均保険料と現行の平均保険料との差額を(B)欄にそれぞれお示ししております。また、3方式と4方式の格差の状況についてを(C)欄にお示ししております。

さらに、参考といたしまして、平成16年度のシミュレーション結果を添付しております。

以上が現在の状況及び平成17年度シミュレーション結果についてでございます。これらのデータを参考にいたしまして、新市としての方針案を取りまとめましたのが6ページの中段からとなっております。

まず、Cの賦課方式といたしましては、合併を機に所得割、均等割、平等割の3方式を導入する方針としております。3方式導入の理由といたしましては、まず他市町村における賦課方式の状況でございますが、一般的に3方式が適しているとされる中小都市におきまして、3方式の導入が全国的な流れになっております。県内市町村の賦課方式の状況を見ましても、合併を契機として広域行政が進んでいることもありまして、3方式導入は顕著になっております。岩国地域が3方式を導入した場合は、そちらにも記載しておりますように、県内では8割を超える世帯が3方式になるという状況でございます。

このように3方式導入が広まっている傾向は、次に掲げるような理由によるものと考えております。

3方式と4方式を比較した場合でございますが、1点目といたしまして、とりわけ資産をお持ちの割合が比較的高い高齢者層で、年金等収入が限られている世帯にとりましては、負担の軽減につながることを。

2点目といたしましては、資産割は所得を生じない固定資産に対して課税することになりますので、固定資産税のほかに保険料（保険税）を二重に課税されているという加入者の方の負担感を排除できること。

3点目といたしましては、資産割は居住している自治体の固定資産税のみに賦課されますので、現在居住する自治体以外の市町村にも固定資産をお持ちの場合は、合併に伴いまして保険料が増額することになりますが、その負担を排除できることなどを理由としておられます。

新市におきましても、3方式を導入した他市と同様な理由に基づきまして3方式が適切であると判断するものでございます。

また、今回のシミュレーション結果に基づく理由といたしましては、次の2点がございます。1点目としまして、3方式導入の検討も視野に入れることになりました前回の平成16年度のシミュレーションにおける4方式と3方式の差額と、今回の平成17年度のシミュレーションにおける4方式と3方式の差額、6ページで言えば、【5】の（C）欄を比較したことになりますが、各市町村によっては若干の増減はありますものの、大きな差は生じない状況となっております。

したがいまして、3方式の導入も視野に入れて検討を行なってもよいとされました前回の協議会の御判断を踏襲できるものではないかと考えております。

また、2点目といたしましては、各世帯の保険料の増減状況でございますが、4方式ではほぼすべての世帯で増額となっております由宇町、美川町、美和町においては3方式導入により増額世帯割合が減少することになります。

新市移行に伴う負担を新市全体で分かち合うという負担の平準化が3方式では図られるという状況でございます。

以上が、新市として賦課方式の取扱いを3方式とするという提案の理由でございます。

続きまして、平成18年度に統一を前提としております保険料率についてでございますが、7ページのD欄をごらんください。医療分におきまして、段階的な調整を行なう市町村は、由宇町、美川町、美和町といたしまして、その期間は3年間とするという方針としております。

段階的な調整を行なう市町村の選定に当たりましては、医療分において統一した場合の1世帯当たりの平均保険料と現行保険料の格差がおおむね8,000円以上ある、統一保険料との格差が大きいと言える3町を急激な住民負担増となる自治体と判断して設定を行なっております。

この3町につきましては、前回までのシミュレーションでも大きな住民負担増が見られまして、今回のシミュレーションでも同様な結果を示しているところでございます。

次に、段階的調整を行なう期間を3年間とする理由といたしましては、1点目として、医療等給付サービスの一元化に伴いまして、本来は保険料の額は統一を図るべきものと考えております。そのため、今回3町におきましては激変緩和措置を設けることといたしますが、新市の一体性を考えれば、できるだけ短い期間設定が望ましいとの考え方によるものでございます。

2点目といたしまして、段階的な調整を行なう財源は、国保の財政調整基金を活用することとしております。

この財源につきましては、段階的な調整を行なう3町が別に持ち寄るということを前提として考えておりますが、この調整期間が長引くほど確保すべき必要額も多くなりますので、新市移行後の保険料設定にできるだけ影響を及ぼさないことも必要ではないかと考えたものでございます。

以上が、新市の保険料率の取扱いのうち、由宇町、美川町、美和町の3町を対象にいたしまして、3年間段階的な調整を行なうという提案理由でございます。

以上、合併時における具体的な方針につきまして御説明いたしました。実際の保険料率につきましては、今回のシミュレーション結果をもとにいたしまして、平成18年度の予算編成時に医療費の額や被保険者数等の動向、国保支出金等の財源見通しなどを総合的に勘案いたしまして検討を行い、正式には賦課期日であります平成18年4月1日以降に定めるということにしております。

いずれにいたしましても、新市の保険者として国保会計の健全な運営に努めるとともに、加入者の方へのサービス向上を行ってまいりたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございませんか。 よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、御異議がないということで、原案どおり承認をするということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井原勝介会長 ありがとうございます。

新市の市章について

井原勝介会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。新市の市章の取扱いについてを議

題とします。事務局から説明してください。

佐伯事務局員 それでは、新市の市章の取扱いについて御説明します。

協議会資料 8 ページをごらんください。これまで市章につきましては、資料の議題に掲げておりますが、第 3 回協議会において合併協定項目、慣行の取扱いで、「新市において新たに定める。」と御確認いただいているところでございます。

しかしながら、市章の選定には期間を要することが想定されること、また合併後に調整するとしていた事項も合併期日までの 1 年間に積極的に協議していくということが確認されております。先進事例の調査を初め、さまざまな検討を行なってまいりました。その結果、新市の市章は現在の岩国市章とする案を今回、御提案するものでございます。

それでは、今回の提案にいたった理由について、9 ページに掲げておりますのでごらんください。

1 点目は、新市の名称である岩国市との関連性でございます。新市の名称は住民アンケートを実施し、地域の歴史、文化、知名度などを理由に多くの応募があり、合併協議会において岩国市とすることが確認されました。資料の上段に掲げております現在の岩国市章は市制が施行された昭和 15 年に制定されており、以降岩国市という名称とともに歴史を重ねてきております。また、そのデザインは錦帯橋と桜の花を象徴したものであり、岩国をイメージできるものとなっております。

次に、2 点目の新たな市章を選定した場合の問題点でございます。全国の事例では、公募により新たな市章を募集し、住民アンケートなどを経て選定されることが一般的となっております。これら先進事例を調査してみますと、それぞれ地域の特色を出されるよう努力はされていますが、デザイナーによる作品を採用されている例が多いせいか、類似するデザインが多く、客観的に見て当地域が公募を行なった場合、地域の独自性を発揮することが困難な状況が想定されます。

最後は、財政面への影響でございます。経費的な面が直接市章選定の理由にはならないかもしれませんが、新たな市章を現岩国市章とした場合、現在の岩国市が使用している公共施設の看板や各種証明の様式、その他の物品等が引き続き新市でも使用することが可能となります。そのため、新たな市章を選定した場合に必要な多額の経費が不要となり、新市の厳しい財政運営にも寄与することが可能ではないかと考えております。

以上のような観点から御提案するものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございませんか。荻原さん。

荻原節子委員（周東町） 周東町です。立派な市章で、錦帯橋を加味してあるという御説明ではあるんですけども、余りにも桜にしか見えないんですね。どこへ行っても錦帯橋と言えば遠く

でもすぐわかっていただけるし、世界的にも有名な橋ですので、もう少し錦帯橋をあらわすようなイメージを考えていただければと思うんですが、御説明ではとてもこう何て言うんですかね、財政面からもいろいろ考えられたようではありますけども、もう期間が少ないのでプロに頼むしかないかもわかりませんが、きょう提案なので申し上げるんですけども、もう少し錦帯橋をイメージしたものをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

井原勝介会長 余り議論にはなかなか難しいと思いますけど、はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） 関連がありますので、済みません。

市章の選定でございますけれども、新設合併で一番大事なことはやっぱり各地域の合併しての一体感の醸成というのが大変重要になってくると思うわけです。それで、広く皆さんの意見が現在の市章でいいよということであれば、それはまあそれでようございますけれども、私たちの周東町議会といたしましては、8つのこうした多くの市町村が新設合併をして、山口県下で最も広い今度新市になるわけでございますして、そういった観点、また大きな時代の節目と言いますか、そういった時代の節目に新たな気概で新市の展望を開いていくということについてもやっぱり市章は新しいもので出発をしたいと、こういった意見が出されております。

また、日本人というのは、節目節目を大事にして、その気分を一新しながら現在発展してきたと思うわけでございますが、そういった観点から広く市民の方にも聞いていただいて、新しい市章で出発をしたいというのが周東町議会としての意見でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ほかにいかが、はい、内山さん、どうぞ。

内山正則委員（錦町） 錦町でございます。私たち特別委員会は10月4日に委員会を開催して、この協議をいたしております。新市の市章につきましては、従来のとおり、新市において定めるということで、岩国市の名前の選定のときもでしたが、公募というところでやっております。

そんな中で、やはり新しい市民の皆さんが参加できるというのはなかなかないことございまして、これが同じ市章でいいということになればそれで結構でございますが、ぜひ新市において新市民の皆さんの御意見をいただきながら決定をしていただきたいというのが、委員会のまとめでございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。池田さん、どうぞ。

池田良幸委員（本郷村） 本郷村でございます。市章については、提案どおりおおむねよかろうということにはなりましたが、いろいろと意見が出ましたので参考に申し上げておきたいと思っております。

関係資料を見ますと、初めから現在の岩国市章をそのまま持つていくためにいろいろと御託が

並べてあって、ちょっとスマートさに欠けるなど。これだけ理由を上げられると反発したくなるという意見も十分ありました。

それともう一点は、岩国市ということ、あるいは市庁舎の位置等はそのままということになったけれども、新しい市になったので少なくとも市章ぐらいは新しくしてほしいと、こういう意見がありました。

それから、専門家も高く現在の市章を評価しておるという意見がありましたけれども、それはちょっと違うんじゃないかと、現在の流れからすればださいと、このような意見もありましたので、御報告をしておきます。

それともう一点は、今これ白色ということでございますけれども、少なくとも少し色をつけたらどうかと、桜色とかいろんな色をアレンジした方がいいんじゃないかと。

また、市の職員は白色ですよと、ほかの人は、何々はこういう色ですよというような、何通りか、3通りなら3通りぐらい、4通りかこう色を分けてそれぞれがつけている、色を見たら何だなというのがわかるような方もいいんじゃないかなろうかというような意見もありましたので、参考に報告させていただきます。

以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。色を分けたらというような議論はひとつの基本的パターンを決めておいて、その中でどういうふうに便利にしていくかという話かもしれませんね。

はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

嶋谷俊昭委員（由宇町） 由宇町ですが、昨日の特別委員会でのこの市章に関して事務局の説明をいただきまして、委員の中から、特にこれに反対する意見はございませんでした。ただ、先ほど周東町さんが言われたように、どれが錦帯橋なのかというのがわかりにくいというのは確かにあったようですが、桜には見えますが、これ橋が5つ重なっている状態というのが多少わかりにくいというのはあるかもしれませんが、由宇町の特別委員会では特に反対の意見はございませんでしたので、御報告申し上げます。

井原勝介会長 ありがとうございます。谷口さん。

谷口和正委員（美和町） 美和町の特別委員会では、この市章についてはいろいろ意見も出ましたけど、大してそんなに大きな意見は出なかったんですけども、一応公募にしたらどうだろうかというのがまあ11名中4名で、今のままで、あくまで岩国市、名前が岩国市だから今までの歴史を重んじますよ。だから、今まででいいですよというのが7名という形で、一応美和としたら今のままで結構ですということです。

井原勝介会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ここまで出たから、あと玖珂町さんとか。意見なし、はい。岩国もいいですかね。美川は意見なしということで。

いろんな意見が出ました。ちょっと一言どなたか言われましたけど、最初から決めてかかってこういう資料をつくったんじゃないかというような議論がありましたけど、それはちょっと誤解でありますので、その点だけは御理解をいただきたいというふうに思います。当初ずっとその新市になって定めるということで来たわけですが、最初の説明にもありましたように、1年間合併まで時間があるということで、できるだけ決められるものは早く決めていこうというのが協議会の意思でもありましたので、事務局、あるいは専門部会等でいろいろ議論する中で、この問題については専門部会、あるいは幹事会、そして首長会議と何度も議論をしてきたんですけども、私も岩国市の立場だし、岩国市の立場からこれを押しつけるというつもりは全くなくて、非常に発言しにくい中で客観的に新市のいろいろな、先ほど申し上げた事情、経費なども考えて、何がいいだろうかというようなことを考える中で、部会、専門部会、幹事会、そして首長会議の中でいろいろ意見はありましたけれども、こういうふうにこれでいいんじゃないかということで提案をしたということでありますので、初めから決まっていたわけでも何でもありませんし、岩国が押しつけようと思っているわけでも何でもないとすることは御理解いただきたいというふうに思います。

ちょっと参考までに、最近合併した新しいまちの市章が公募でたくさん決まってきた例がありますので、既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、ちょっとお配りしますので参考までにちょっと見てください。

〔資料配布〕

井原勝介会長 これは、ごらんになったらおわかりだと思います。一番上に現在の8市町村の市章が載っておりまして、その下に新しい山口県、あるいはほかの県の新しい市章、合併した市章が載っているわけなんです。大体これは公募で決まったもんなんですけれども、決して押しつけるわけじゃないんですけど、これをぱっと見て多くの人が、何かみな似てるなとか、ほとんど特徴がないなと、似たようなもんだなというふうに思ってしまったのが、いろんな人の意見でもあったという、正直なところですよ、これは、ということもあって、議論が始まっているということでもあります。

はい、どうぞ。

伊藤泰雄委員（玖珂町） 玖珂町としては本当に何も言えませんが、ただ提案理由の中に、このデザインの素晴らしさ、それが欠けてると思います。

ですから、私どもはこのデザインは本当にいいなと思ってますし、だからその辺をただ財政面とかじゃなくて、やはり本当にこのデザインの素晴らしさをもっと我々よその町民にもわかるように、その辺を提案理由として述べていただきたいと、そしたらわかると思いますね。

井原勝介会長 これはですね、いろんな理由がここに書いてあったんですけど、さっき本郷村が

言われたんでしたか、もう決めてかかっているような感じで、これがいい、これがいいなんて書いてると、逆にその決めてかかっているようにとられるのではないかとということで、控えめにこれはかなり理由はですね、書いたというのが実態なんです。もっと最初は書いてあったんですけど。

異論もありますので、すぐにどうこうというわけにはいかないかも知れませんが、ほかに何か御意見がありましたら、この機会ですから。はい、どうぞ、吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） ちょっと教えていただきたいんですが、2列目から下の分がですね、新しい新市の市章になっているんですが、おっしゃるように、同じようなそのイメージの図柄になっているわけですが、これは作者、要するにグラフィックデザイナーがやられたんかもしれませんが、同じ人がやられたのもあるわけですか。

武安事務局次長 2段目以降にですね、書いてある部分については、基本的に公募でやられたという状況でございます。この中には、最終選考まで残ったものを考えますと、どうしてもプロの目で見ていいものをあげられてきたという傾向がございまして、そういう観点からいきますと、どうしてもその偏った方に集中するということが考えられます。

で、中に若干であります、今御指摘のように、同じ方が採用された例もあるように聞いております。

以上です。

井原勝介会長 全部でももちろんないでしょうけど、専門家というか、マニアのような人もいて全部応募して来られるという方もいらっしゃるようであります。

こう何か波があったり、うねっていたり、何か似たような感じの多いというのが実態であります。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。清弘さん。

清弘雄正委員（周東町） 余り御意見がないようで、段々尻すぼみの会になっちゃいけないので申し上げてみたいと思いますが、錦帯橋にひとつこうあらわなものが出たと、また現在のものに色をつけるという話がございましたが、これは2次的に考えて、現状からしまして、皆さん方の御意見がありましたように、新しい市ができれば、私たちのまちじゃと、そういう意識を喚起する意味においても、この手順としまして公募すると、そういう段階に持っていくのが当たりだろうと思います。

3,600万円金が必要でよと、よけえ出よったら選択にせんないでよと、いろいろあります。

岩国市の名称から申しまして、私はこれ一番先に賛成して、このとおりでえかろうと思った。それじゃあ表札もそれでええかちゅうたらそういうわけにはまいりませんもんで、ちょっとその辺をよく勘案してもらって、私たち委員としまして、いつの間にか何じゃのう、市役所のところが決まって、いつの間にか名称が決まって、いつの間にか市章がもとのじゃったのうと、それ

じゃ何か新鮮味がございませんので、結論としまして、現状の市章になりまして、仮に、その手立てをひとつこう公募してもらいたいと。

そうせんという、お前ら委員、出ちゃって何か、いつの間にか決まったのうと、何のため出たんかと、そう言われても困りますし、余りこうお話ししたりする議題がありませんので、この辺でひとつ盛り上げて、皆さんに意見をよう言うてもらうて、ひとつこういい市章ができますようをお願いしたいと思います。

以上でございます。

井原勝介会長 まだ後に議題が大分ありますんで、御心配なく。

それでは、はい、どうぞ。

桑原敏幸委員（岩国市） 岩国の桑原です。岩国の市章をそのままということで、余り岩国市の側から言いにくいんですが、岩国市民がこの市章について、10万5,000人おりますけど、岩国の市章何かいなと言ったら、まあ桜みたいな感じはするけども、はっきりこの市章が書けるのはもうほとんど少ないと思うんですよね。

ですから、合併を機に新たにこの市章はこれですよというのをやれば、気持ちも新たにになっていいんだと思います。

それと、錦帯橋の、ちょっとわからんとは言われますけど、市章というのは大体そういうもんですよ。これは錦帯橋をこういうふうイメージしておるんよというのを説明すれば、ほとんどの人はわかると思うんで、新しい気持ちでもう一度この岩国市の市章はこれですよとやれば、気持ちも新たにいいんじゃないかと思ってますんで、ひとつこのままでお願いしたいと思います。

井原勝介会長 わかりました。はい、ほかにいかがでしょうか。

協議事項でありますので、異論も出ておりますし、いろいろな意見が出たということで、一つのシンボルでもありますんで、大事にしなければいけないもんでもあろうかというふうに思いますので、きょうはこれぐらいにいたしまして、もう少し議論を深めていくということで取扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

報告第18号 組織及び機構の取扱いについて

井原勝介会長 それでは続きまして、協議事項は終わりました、報告事項に入りたいと思います。報告第18号として、組織及び機構の取扱いについてを報告をさせていただきます。

上田事務局員 それでは、合併時の組織機構について御報告いたします。

会議資料の11ページをお願いいたします。この組織機構につきましては、7市町村の協議会

において組織機構と地域審議会を調査審議する第2小委員会が設置され、4回にわたる会議と3次市への視察などを踏まえまして御答申をいただいたところです。

現在の8市町村協議会におきましても、この小委員会報告を踏襲した提案をさせていただき、11ページに掲げる基本方針と個別整備方針について御確認をいただいております。その後、この方針に基づきまして、担当部会、幹事会、首長会議等、十分に、また慎重に検討を重ね調整が整いましたので、本日、御報告させていただきます。

12ページから組織機構のポイントをまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、合併時の組織機構を構築する上での基本的な考え方でございますが、1点目に合併に伴う事務統合などにより、新市の行財政改革を進めることが期待されますが、行政区域が拡大することや事務処理方法の統一などによる事務の混乱が心配されるところでございます。この混乱は直接住民の皆様に影響を及ぼしますので、合併時には現組織を基本とした必要最小限の変更にとどめ、暫定的な組織機構でスタートすることにいたしております。

2点目といたしまして、合併の最大の効果である職員削減や行財政改革を進めていく観点から、より簡素で効率的な組織編成に努める必要がございます。なお、合併時は暫定的な組織でスタートいたしますが、合併の混乱が回避された段階、おおむね2年から3年ととらえておりますが、さらなる合併の効果が発揮できるよう組織機構の整理、見直しを実施することにしております。

それでは、以上の観点に基づき編成した本庁及び総合支所の組織について、御説明いたします。ここからは14ページの組織体系図と併せてごらんいただければと思います。

まず本庁組織でございますが、本庁組織は現在の岩国市組織を基本とした必要最小限の変更に留めております。これは、現在合併協議を進めております専門部会、ワーキンググループが岩国市の組織単位で設置しており、組織の変更や職員の大幅な異動に伴う合併時の混乱を極力避けるという目的でございます。

しかしながら、合併に伴い管理部門の統合や新市の施策展開などに対応するため、強化を行なった部署もございます。組織体系図では濃く網掛けをしているところでございますが、主なものについて御説明いたしますと、まず総合調整部門の強化、これは総合政策部内になりますが、新市の各地域間の調整を行なうとともに、合併時の未調整事項、新市において調整が必要な事項等の調整に当たる地域調整担当という部署を新設しております。また、部内にこの地域調整担当と行財政改革を担当する専任の部次長を配置することといたしております。

続いて、危機管理部門の強化、総務部内でございますが、広大となる新市においては消防、防災体制の整備が不可欠になってまいります。これらの連携調整や総括を行なうとともに、危機管理全般を所掌する危機管理課を新たに新設することといたしております。

続きまして、福祉部門の強化、健康福祉部内になります。来年度から実施される介護保険制度

の改正に伴い、これまで以上に市町村の業務と責任が増大してまいります。新市においては、この制度改正に対応していくとともに、一層の施策充実を図るため、現在の介護保険室を介護保険課に強化いたしております。

また、新市におきましては、錦中央病院と美和病院の2つの病院を持つこととなります。これら病院間の連絡調整、管理事務等を行なう病院管理担当を新設する予定にしております。

最後に、農林業部門の強化、農林経済部内としておりますが、これまで町村部においては農林業を主要産業と位置づけ、重点施策を推進されているところも多くございます。新市では、さらに広大な農地、林地を有することとなります。合併後も積極的に施策を推進していく必要があることから、現在岩国市の経済部を農林経済部と名称変更し、各種施策を推進するとともに、農林課を農業振興課と林業振興課に分割し、分野ごとに、より専門的な対応が行なえるよう強化いたします。

また、新市では、数多くの野菜、果樹、園芸作物等を有することとなります。合併後はこれら農作物のより一層の増産、振興等を図っていくことが求められることから、現在の流通課を生産流通課に強化し、農作物の生産から流通まで一貫した対応を行うことにいたしております。

以上が、本庁組織の主な強化部門でございますが、そのほかについても強化の必要な部署もございます。しかしながら、冒頭に申しましたように、より簡素で効率的な組織とすることが求められていることから、これらについては係レベルの強化によって対応していきたいと考えております。

したがって、合併時に強化する部署につきましては、合併前の8市町村間の連携や調整、さらに各地域の発展を図りながら新市の一体的な発展を目指すために必要となる総合調整部門や防災、福祉、農林業等の絶対的に必要となる部門のみの強化といたしております。

続きまして、総合支所組織でございますが、13ページをお開きください。総合支所につきましても、合併時に混乱を起こさないという観点から現在の町村組織を基本として再編を行っております。

しかしながら、現在の各町村の組織はその業務区分や名称など大きく異なっている部分もございますので、新市の業務連携や命令系統を考慮いたしまして、区分と組織名称を統一する方向で再編を行っております。

表に組織名と主な担当業務を掲載しております。簡単に御説明いたしますと、各地域の地域審議会の運営を初め、地域振興施策、広報広聴、商工観光、地域イベントなどを担当する地域振興課。本庁と総合支所、または出張所間の連絡調整や庁内管理、消防防災などを担当する総務課。続いて、戸籍や印鑑登録などの住民窓口、税務、地籍調査、環境対策などを担当する市民課。そして各種福祉、国民健康保険、介護保険、国民年金などを担当する福祉課。農林水産業施策のソ

フト、ハードともに担当する農林課。土木施設、都市計画施設等の整備、維持管理、また公営住宅の入退去などを担当します建設課。上下水道、簡水、集落排水などを担当する水道課。また各地域の学校の対応、青少年育成、生涯学習、スポーツ振興、文化財保護などを担当する教育委員会事務局の支所といった整理をいたしております。

なお、ただいま御説明しました区分を基本といたしまして、各町村の特殊事情や現行組織、規模に応じた総合支所の組織編成を行なっております。すべての地域に設置する教育委員会事務局支所を除き、本郷、美川の支所が4課、錦、美和が6課、由宇、玖珂が7課、周東が8課という組織規模になっております。

また、出納室、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局につきましても、総合支所内に分室、または支所を設置し、住民サービスに影響を及ぼさないようにしております。

合併時の組織、機構の報告は以上でございますが、本日御報告する組織体系から、係等の細部の名称等につきましては、合併時までには若干の変更の可能性がありますことを御了解いただければと存じます。

合併後も職員が一丸となって行財政改革に取り組み、合併の効果が最大限発揮できるような組織構築に努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございませんか。はい、内山さん。

内山正則委員（錦町） これもですね、10月4日に特別委員会を開催しまして、この報告については協議ではございませんが、話し合いをしております。その中で、やはり最初から錦町におきましては、農林部、あるいは農林水産部ということで単独の設置をお願いしてまいりました。その中で、一応この農林経済部というふうに決まったわけでございますが、これを今さらどうのこうのいうつもりはございません。どうか、農林がついただけでも多少言ってきた進歩があったのかなという思いがしますが、委員会で出ました意見はちょっと言わせていただいておこうと思います。

特に、新市になりましたら約870平方キロという中で、およそ8割の山林、農地が占めております。特に玖北におきましては9割以上の山林、農地がございます。その中で、やはり新市の発展を考えると、この面積をいかに利用するかが大きな鍵を握っているんじゃないかということでございます。

それとともに、またこの間起きました台風14号、これに関しましてもやはりダム、あるいは河川の新設を含めた工事だけではなかなか追いつかないところがございます。やはり、今荒廃しております山林、農地、これが十分に機能回復しないとなかなかこれを全部、河川災害を救って

いくということが難しくなっている状況だと思います。

そういう意味におきまして、ぜひその部はわかりませんでした、農林水産を含めましてで結構ですが、しっかりと行政運営をしていただきたいと。特に、新市長になる方がおられるかおられないかわかりませんが、ぜひこのことは言うておいていただきたいということで、御意見として言わせていただきます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。谷口さん。

谷口和正委員（美和町） 美和町として一言言わせていただきます。美和町としてもぜひ農林部は欲しいと、対等合併であくまで合併後の農村部、特に玖北部においては過疎化の拍車がかからないようにということなんですけども、一応こういう首長会議等で決まったことに対してとやかく言うことはありませんけども、一応先ほどの説明で行財政改革に取り組むという形で、農林経済部という形になったことは認めますけども、正直言って、この山口県の東部は農政改革に遅れているのではないかなと。西部に関しては下関、萩、この方は農林部、あるいは農政部、農林水産部等が現状ありますけども、その辺でいろいろ進んでありまして、一例を挙げましても、やはり衣食住、これは人の生活にとっては、もうどうしても必要なものでございますけども、県民フォーラムの中に食と緑、こういうのがございます。それで、岩国管内では379ですね、それで下関では709と、逆に萩では607と、その岩国管内は非常に遅れております。

そして、今後この農村部の活性化のたけに向けても今、一生懸命県も取り組んでおりますけども、グリーンツーリズムなるものも一生懸命やっておりますけども、これもどうしても西部に比べると東部は遅れております。

また、西部、中央の方におきましても、こういう食料・農業・農村基本計画、これ平成11年に閣議決定されておりますけども、それからこれに関しては食ということはいかに安心、安全、安定供給ができるかと、そういうことに中央においても非常に心がけ、今後いかに日本の農業を進めるかということできて、それからまた14年にこれを改正しております。そして、また本年の17年にもまたこの食料・農業・農村基本計画なるものを改正しております。

そういうことをすべてこの協議会で考てての今回のこの農林経済部ですかね、これが出来上がっているのであれば、それに対する行政改革、過疎化には職員が一生懸命取り組んでくれるのかなと思いますけども、そういうことが協議会で話が出てないようであれば、我々としたら一つ不安の種が出ないでもないわけです。

郡部においてはどうしても議員が減ってまいります。その辺の一住民の声がいかに聞こえるか、これを今後ぜひ新しい職員も一生懸命取り組んでいく姿勢がほしいと思いますので、ひとつもうここで一応報告事項ではございますけれども、日本あるいは山口県下どうなっているか、西部には負けない東部の、岩国市の農政改革は、私はぜひ今後積極的に進めていただきたいと思います。

以上です。

井原勝介会長 はい、ありがとうございました。ほかにいかがですか。清柳さん。

清柳聰委員（由宇町） 由宇町ですが、新市の組織の体系図についてちょっと確認をさせていただきます。特に、総合支所の扱いなんですけど、先般も美川町では大変な災害に遭われまして、これの処理につきましてもほとんど町長さんが采配を振られて、人体には被害がなかったということでありましょう。

そういうことからいろいろ勘案しまして、総合支所というのはやはり部長を充てると、権限のついた部長を充てるということで了解してよろしゅうございましょうかね。ここのちょっと確認をとりたいんですが。

井原勝介会長 清柳さん、今回はその組織の機構のあり方でして……

清柳聰委員（由宇町） これは了解をうちの議会でもしておりますが、その権限と言いますかね、総合支所長の権限というのを、部長を充てると。

井原勝介会長 確か確認事項の中で部長級を充てると、部長級を充てるじゃなくて部長級とするというふうになってたと思いますけれども、はい。その具体的な権限とかいろいろ細かい、どういう仕事をやる、どういう権限があるとか仕事の範囲をどうするかということについては、また別途検討をしておりますので。

清柳聰委員（由宇町） それは当然ですが、部長級というのと部長とはちょっと違うようにも思うんですが、そのところ確認をとりたいわけですが。いかがでしょう。

井原勝介会長 確認と言われましても、その協議会の中で、確か大分議論があつて部長級とするということになってるわけですから、その中で具体的に人を、だれを充てていくかということは、これまた人事の問題ですから先の話ですけども、部長級とするということで合意ができていますから、それをまたここで議論し始めるとあれですよ。またもとに戻ってしまいますので。

はい、どうぞ。

清弘雄正委員（周東町） 私もそのことを申し上げてみたいと思いましたが、部長級と部長という感覚が違いますもんで、具体的な例としましてそこに組織表がございます。助役さんの下から棒がずっとこう引っ張って、各総合支所に行っておりますね。したがいまして、例えば、助役さんの下に総合支所担当部と、そういうものを置いてそれから矢印を伸ばすと、そこに括弧して各総合支所派遣としまして、これはぴしゃっとう部長であると、相当でなくて部長であると、こういう位置づけをこうしてもらったらようわかるかと思うんですがね。

話は決まったからじゃなくて、どうも皆さんがようわからんにゃ、ここでもう一回ようしてですね、皆さんが納得して、これでええのと、何か総合支所を下に置きちょきゃやりやすいから、上に置いたら難しいからとか、そういうことじゃなくて、皆さんの総合支所を持つ、地域の方意

見聞かれまして、何も偉うなろうというわけじゃありませんけれども、対等的に助役さんの下に、例えば総合支所担当部と、そこに括弧して総合支所派遣としまして、これがぴしゃっとうそこにありますような総合政策部なり総務部の部長と、これと同じようにこう並べてもろうたら、私たち素人によるわかりますが。

以上でございます。

井原勝介会長 話が広がっていくとちょっと議論がまとまらなくなってしまうんですけど、さっきから言いましたように、これはまあ組織機構を今定めるということで、その権限をどうするか総合支所の権限をどうするか部長の権限をどうするかということは、別途今検討しているところでありまして、ちょっとそれは分けて考えていただいて、今までの協議の中では、多分総合支所は総合支所長という名前を使っている、今も使ってますけど、使ってるんだらうと思うんですけども、ただそこは総合支所部長じゃなくて総合支所長という名前を多分使っていくと思いますから、それはその支所長という名前だけと部長級ですよ。だから、本庁には何々部というのがありますから、それは何々部長ですけどもね。その部長は名前も部長ですけど部長級、総合支所は総合支所長、名前は総合支所長だけど同じように部長級ですよという意味で確認はされているんだと思うんです。

その総合支所がどういう権限を持って、権限配分をどうするか、仕事の範囲はどうするかということは、今回これには書いてませんので、それは別途もっと細かい調整が、協議が要りますんで、それはまた今議論を我々首長会議でもしてますから、もうちょっとそれは我々で詰めさせていただきたいというふうに思いますんで。

ちょっとそういう範囲を広げないように、ぜひお願いしたいと思うんですけど。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、堀江さん。

堀江吉政委員（美川町） 町長が出席しておられるので、私が言うのもおかしなことなんですが、社協を預かってるものとして、このたびの台風に多くのお見舞い、御支援をいただきましたことを、冒頭にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それで、昨日やりました特別委員会で、農林部を主張しておりましたけれども、一応これも暫定的なというか、何年か後には見直すということもございましたので、一応これで了解するというところでございます。

次に、台風に遭いましたんで、組織機構の中で危機管理課を新たに設けるということになってることにつきまして、多くの議員の方から出まして、まだ防災マニュアルが作成されてないうちから、希望と申しますか、こういうことに気をつけてほしいということも含めまして意見が出たんですが、合併の確認内容の中で、3番に「指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構」というふうになっておりますけども、このたびは町の方から避難命令、並びに後の後

始末につきまして、非常に御努力をいただきましたし、職員も不眠不休で復旧に携わってくれましたので、住民からは何ら苦情も出ておりませんので、非常にうまくいっておるんだらうと私も思っております。

組織が大きくなりまして範囲が広がりますと、例えば、避難命令はどこが出すんだと、これはいちいち岩国市役所の方の本部でタイミングを図っておられるのでは間に合わないこともあると、そういうこともありますし、県との情報の共有と申しますか、ダムの放流並びに後始末の浚渫につきましても、情報の共有化ということもありますし、何せ郡部でございますので、陸の孤島になり兼ねないと。南桑地区では電話も通じなければ何ら連絡のしようがなくなった時間が長時間ございました。こういうときにどこがどういうふうにするんだということも、防災マニュアルをつくれる時点においては、そこまできちんと考えておいていただきたいと。

と申しますのも、今度総合支所になりますと、多分今の職員もはるかに少なくなると思いますがけれども、この陣容で果たしてどこまでこのたびのような災害の場合に対応できるんであろうかという不安を非常に、議会をはじめ町民も持っておられますので、早急に防災マニュアルをつくられるとは思いますが、その辺のことも考慮に入れてつくっていただきたいというのが、美川町の希望でございます。

井原勝介会長 はい、どうぞ、藤井さん。

藤井禎委員（美川町） 私からも一言。200軒余りの世帯がつかったわけですがけれども、美川町の世帯数でいうと4分の1、25%の家がつかりました。そのうちの70%の146世帯が半壊状態です。もう町営住宅に住んでおられる方、家を壊してもう出ていかれた方、その他さまざまです。

大変小さな町ですので、どこで何が起きてどこにだれが住んでいるかということが非常にすぐわかる。しかし、今回のように通信網も途絶えて、冠水すれば全然どうにもならない点も出てきました。それから、職員も不眠不休でやってくれ、ボランティアも大変頑張ってくださいました。これが先日の会議で、新しい市になったときここまで対応できるかなというのが一つの懸念であり、不安なんです。

当然できるとは思いますが、例えば小さな建設課で対応できるような災害でしたらよろしいですが、このたびのようにとんでもないような災害が起きますと対応ができない、もう自力では復興できない、そういう事態になっております。

ですから、美川町としてもこれからマニュアル等を見直し、対策を立てていきたいと思っておりますけれども、ぜひ新市の危機管理課を充実して、今回のような大きな災害が起きても対応できるようなまちにしていきたいと思っております。

井原勝介会長 ありがとうございます。関連ですか、はい、どうぞ。

河村功委員（美川町） 美川町でございます。合併協定項目の確認内容というところで、総括方針で、さっき話が出ておりました3番、4番の、これは指揮命令系統、責任の所在、それから簡素化、効率。

特に、簡素で効率的な組織機構はこのたびの14号台風、私は何回もこの台風には被害に遭ってるんですが、キジア台風、ルース台風、その当時、私は24歳、5歳でございましたが、これは100年目の災害だと言っておりましたが、50年目ぐらいの14号災害だったと思います。だんだんこう荒れて、早くなってきたような思いがするわけです。

で、簡素で効率的な組織機構は、これは非常にいいんですが、実際に岩国の方も周東、あるいはその美川町はもちろんのこと、非常に職員の方が一生懸命に、不眠不休でやってこられました。おかげで私は災害を受けた者の一人として非常に感謝しておるし、またボランティアの方にも風のごとく来られて風のごとく成果を上げて去られたと、非常に私は印象に残っております。

本当にてきぱきてきぱきと嫌な顔一つもせずに、どんどんと処理していただいたと。

で、この組織機構の中で、この余りにもその効率的な組織にとらわれずに、現実的に学ぶことのできないいい経験をしましたので、そういう現場に充てられて一生懸命にやられた方々の手本として参考にされまして、責任の所在、これも部長、あるいは部長級ということが出ておりましたけど、その場に長として就かれた方はそのぐらいの権限を与えて然るべきだと思います。

私も企業で災害に遭ったときにやったときがありますけど、例えその部長級でなくても、その責任者となれば部長級の、いわゆるそれだけの責任を持った人を持たないと、十分な責任を果たすことができないだろうと思います。そういう責任を持ってやられる方はもう命とか何とかはもう問題にしてないと、みんなのために一生懸命にやるという使命感が沸くわけです。

で、とにかくこの3番、4番はこの14号の台風で一応経験されましたので、その尊い経験をこの中に入れて、簡素化、あるいは命令系統がわかりやすく、責任の所在、これごちゃごちゃになったところもあると思いますけど、そういうなりがちなので、ひとつこれは見直してマニュアルをつくっていただきたいと、このように希望しております。

以上。

井原勝介会長 ありがとうございます。災害対策は本当に今回の経験を踏まえて、広域でしっかりした対策をつくっていかなくちゃいけないというふうに思いますんで、肝に銘じていきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。嶋谷さん。

嶋谷俊昭委員（由宇町） 先ほど事務局から特殊事情のある自治体についてお話がありましたが、由宇町の場合、航空機の騒音、あるいは飛行コースについて住民の苦情が大変出る町でございますので、確認でございますが、由宇の総合支所の中に基地対策を受けつけるところ、さらに本庁

との連携、これについて確認をしたいので、ちょっと説明をお願いします。

原田職員部会長 御説明いたします。

由宇町におきましては、岩国市と連携して基地対策をとってこられておられます。これにつきましては、合併後におきましても当然総合支所の中に事務分掌としてそういう項を入れて、本庁の基地対策課と連携をとって対応していただく、そういう形の組織にしたいというふうを考えております。

井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、松本さん。

松本久次委員（錦町） 錦町の松本です。まず組織機構、あるいは人事については執行権を有する首長が決定権を持っているというふうに聞いております。これはもう当然のことと思いますが、先ほどからの話にありますように、農林部の設置については、これまでも第2小委員会でも協議がされておりますし、法定協議会の中でも協議をしてきております。

ただ、本格的に協議をしておらなくて、そのままの状況の中で首長会議の中で農林部の設置はないよということで、非常にまあ驚いたわけですが、まずこの重要な事項をですね、法定協議会で協議するべきではなかったか。いわゆる農林部設置、それから総合支所長の身分、権限等はずっとこの法定協議会の中で協議をし、それから首長会議等に上げられるべきではなかったというふうに考えますが、その点についてちょっとお伺いします。

井原勝介会長 その点はですね、ほかに大変大きな項目がたくさんあった中で、法定協議会が始まって、協議事項というものを決めて、1年以上かけて協議をしてきたわけですから、そこで整理が一応されてるというふうに理解をしていただかないといけないんじゃないかと思います。

その協議事項で決まらない部分もたくさんあるわけで、そういう部分はまたそれぞれ別の段階で協議をしながら決めていくということにならざるを得ない、これだけの大きな合併ですから、ならざるを得ないということだろうというふうに思います。

松本久次委員（錦町） おっしゃるとおりかも知れませんが、やはりこの協議をしていく中で、非常に重要課題という部分、あるいは将来的な部分についてはこの法定協議会の中でしっかり協議をするということがこの対等合併の中では必要ではないかというふうに思うわけでございます。

まあこの組織機構については、報告事項ということでありますから、ここでとやかく言ってもしょうがないかも知れませんが、やはりこの森林の持つこの自然的なもの、あるいは社会的資源の保有するもの、それから先ほどから出てますように、水害等いろんな大きな要素を秘めておりますし、また将来的にこの農林業政策というものが新市の岩国市にとって、本当に重要な政策になろうかと思えます。将来を決めると言うても過言ではないかと思えます。

そういった意味において、やはりこの簡素で効率的な組織の運営ということは非常に大切では

ありますけれども、そのことによって、逆にそういう農林部の設置ができないというようなことであれば、非常に将来的には悲観するものであります。

どうか、新市においてこの農林部の設置については、現在では無理かもわかりませんが、新市の市長になられる方は農林政策については本腰を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上。

井原勝介会長 ありがとうございます。誤解をされては困りますけど、これも別に対等合併だからというか、何か岩国が押しつけているようにとられてるのかもしれませんが、そうではなくて、やっぱり一つの市として皆さんで協議する中で、こういう方向がいいんじゃないかということで報告をしているわけでありまして、皆さん、すべておっしゃってますように、中身が大事でありますんで、組織も当然、課は一つの新しい課を新設するということになってますし、かなり充実されているというふうに思います。

あとはやはり新市になってのその政策の中身が問題になるんだろうというふうに思いますんで、それはもう新市の行政と議会でしっかり議論していただいて、政策を実施していただければいいんじゃないかと思えますし、組織もこれは合併の当座の組織でありますから、最初の説明にもありましたように、当座は余りがらと大きく動かさないように、必要最小限の組織にしようという一つの枠の中で考えていますから、当然組織も新市になって大きな議論をしていただいて、変更になるということ当然あり得るわけですから、その辺は新市に任せたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま出ました、大変農林業を重視してしっかりやれという御意見、あるいは危機管理防災対策をしっかりやってほしいという御意見、さまざまな御意見がありましたので、総合支所の権限もありましたので、そういう御意見、貴重な御意見を踏まえまして、これからも対応させていただくということで、御了解をいただきたいというふうに思います。

これで報告は終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

報告第19号 一部事務組合等の取扱いについて

井原勝介会長 続きまして、一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明してください。

武安事務局次長 それでは、一部事務組合等の取扱いについて御説明をいたします。会議資料15ページの方をお開きいただきたいと思えます。

一部事務組合につきましては、第3回協議会におきまして方向性は確認をいただいているとこ

るですが、その中で、全県的な組合等の一部については、その下の囲みの方に参考としてお付けしております合併協定項目の確認内容のとおり、関係団体との協議により、合併時まで調整するとしておりました。今回、関係団体等との協議が整いましたので、御報告をいたします。

内容でございますが、まず1の一部事務組合について、(1)としまして、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村職員退職手当組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、新市独自で事務処理を行なうことが効率的であるとの判断から、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において事務を行なうとしております。

(2)でございますが、山口県自治会館管理組合につきましては、現在県下全市町村が加入しておりまして、新市においても引き続き合併の日から加入するとしております。

また、大きい2の山口県市町村公平委員会につきましても、新市独自で事務処理を行なうことが効率的であるとの判断から、合併の日の前日を持って脱退し、新市において事務を行なうことといたしております。

以上、一部事務組合等の取扱いに関する報告でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございませんか。 よろしいでしょうか。これは、御意見はないということで報告了承するという、報告ということで終了させていただきます。

報告第20号 合併時創設事業等について

井原勝介会長 続きまして、合併時創設事業等について9つございますが、これについては一括して事務局から説明をしていただきます。

佐伯事務局員 それでは、コミュニティ集会所整備事業等補助金の制度創設内容について御報告いたします。会議資料17ページをごらんください。

この補助金は岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、錦町、美和町の1市5町に現在制度があり、各市町間で補助限度額や補助率が異なっております。錦町については新築への制度がなく、美和町では補修改修への補助制度のみとなっており、また由宇町、玖珂町においては集会所を建設するための用地取得に対する補助も行なわれています。

このように、制度内容が大きく異なっていることから、第4回協議会において、合併時に制度を創設すると確認をいただいたものでございます。

それでは、新制度の内容の欄をごらんください。新制度については、コミュニティづくりを推進するため、地域住民が行なうコミュニティ集会所整備事業に対し、経費の一部を補助することを目的とした補助制度としております。

制度内容ですが、新築、増築・改築、補修・改修すべてにおいて集会所の建築に要する経費の40%補助とし、災害復旧の場合には60%補助にかさ上げすることとしております。

補助限度額は新築で経費基準100万円を超えるものを対象に500万円を限度とし、増改築で経費基準50万円を超えるものを対象に150万円を限度、補修改修で経費基準20万円を超えるものを対象に100万円を限度の補助としております。

なお、合併時までには整備計画が具体化されるもので、平成19年3月31日までに施設が完成するものについては、現行制度を適用する経過措置をとることとしております。

以上がコミュニティ集会所整備事業等補助金の制度創設内容でございます。

杉本事務局員 続きまして、住民活動災害補償制度の制度創設内容について御報告いたします。会議資料18、19ページをごらんください。

説明の前に資料の訂正がございますので、お詫びいたしますとともに訂正をお願いします。19ページの最上段、山口県市町村非常勤職員公務災害補償保険の欄でございますが、玖珂町と錦町においても現在、当該保険に加入されておりますので、丸印を御記入ください。

それでは、住民活動災害補償に関する助成については、第4回協議会において合併時に制度を創設すると確認されているところですが、現行の制度としては大きく賠償保険と補償保険に区分されます。賠償保険は市町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵や業務遂行上の過失により法律上の損害賠償責任が生じた場合に対応するもので、現在4種類の保険にそれぞれ加入しております。補償保険は市町村等が主催する行事の遂行中に市民等が死亡、身体障害、もしくは入院、通院を伴う障害をこうむった場合に対応するもので、現在6種類の保険にそれぞれ加入しているところです。

新制度としては、まず賠償保険のうち新市が実施主体であるものについては、全国市長会の賠償保険に加入することとしております。これは、保険料が全国町村会の賠償保険よりも低額であることや、県内他市の状況も考慮したものであります。

また、賠償保険のうち、各種団体が実施主体であるもの、及び補償保険については周東町が加入されておられる町民活動災害補償保険を全市に広げることとし、市民活動総合賠償補償保険に加入することとしております。

なお、市民活動総合賠償補償保険の対象となる活動は、市が行なう市民活動に類する事業で、市民が無報酬で参加する活動や市民団体が行なう地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等を対象とすることとしております。

新市として、市民活動をより促進する観点から、本保険の活用についても積極的なPRを行なってまいりたいと考えております。

以上が住民活動災害補償制度の制度創設内容でございます。

遠藤事務局員 続きまして、社会福祉協議会補助金の制度創設内容について御報告いたします。
会議資料の20ページ、21ページをごらんください。

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、住民の福祉活動の組織化、地域福祉の充実を目的とした公共性、自主性を有する社会福祉法に基づく社会福祉法人として各市町村に設置されております。

岩国地域8市町村の社会福祉協議会では、平成17年6月27日に合併協議会を設立され、昨日になりますが10月11日に合併の調印、さらには新市と同じ平成18年3月20日の合併に向けて協議を重ねておられるところでございます。

新市といたしましては、新市の社会福祉協議会と連携して、地域福祉の充実に努めていくこととしておりますが、各市町村社会福祉協議会によって事業の取り組みに相違があること、またそれに対する各市町村の対応もなっていることから、第4回協議会におきまして合併時に制度を創設するといったし、その制度内容について検討を行なってまいりました。

社会福祉協議会に関連する事業は多岐にわたりますので、事務事業ごとに補助事業、委託事業等の整理を行ないました結果、事業によりましては、全地域を対象とするもの、また個々の地域を対象とするもの、各種ございますが、合併時には会議資料にある各事務事業を実施することとしております。

新市の補助事業といたしましては、事業関係として社会福祉協議会の運営費の補助、ボランティア育成補助、敬老行事補助、また施設関係といたしまして、岩国市老人福祉センター運営費補助を考えております。

なお、補助事業のうち、助成額のウエイトが最も高い人件費補助につきましては、社会福祉協議会の組織全体を運営する職員を対象に、人件費を助成する方針としておりまして、この考え方につきましては、各市町村が従来から実施してきました考え方を合併後も踏襲するものでございます。

今後の社会福祉協議会の合併協議会における組織機構等の協議によりまして、若干の変更はあるものと思われませんが、会長、常務理事のほかに28人の職員の方の人件費を助成することになるかと思えます。

社会福祉協議会においても、合併に際し組織体制の効率化等、そのあり方について検討を重ねておられるようでありますので、新市といたしましてもその内容を把握しながら、社会福祉協議会の運営に支障を来たさぬよう、適正な助成を行なってまいりたいと考えております。

以上が社会福祉協議会補助金の制度創設内容でございます。

続きまして、22ページをお開きください。高齢者等福祉タクシー利用助成事業の制度創設内容の御報告でございます。

高齢者の方に対する福祉タクシー利用助成につきましては、現在3町1村が事業を実施されているところですが、高齢者の社会参加及び交通が不便な地区における福祉の増進を事業目的といたしまして、新市内において地域を限定とした助成を行なう制度を創設することを第3回協議会で確認いただいております。

そのほか、既に確認いただいている項目につきましては、下の備考欄にありますように、対象者につきましては、対象となる地区にお住まいになっております70歳以上の方、並びに70歳未満の介護保険の認定者で要介護3から5までの方といたしまして、年間24枚のタクシー券を交付するということになっております。

この助成対象地区につきまして実地検証をもとに検討を重ねました結果、新制度における対象地区の設定方針といたしましては、中ほどの統一制度になりますが、バスの運行が週2便程度に限られている地区の中から地区指定をすることを前提としております。

次に、といたしまして、対象とする地区につきましては、平日バスが運行している幹線バス停から地区の集落の入り口までの距離がおおむね2キロ以上ある地区としております。

また、といたしまして、地区の集落の入り口までの距離がおおむね2キロ以上ある地区であっても対象外の地区と集落が連たんしている場合は、対象地区から除外することとしております。

この項目についてでございますが、地区が異なっても集落が近接していれば、その境で助成の対象となる場合とならない場合が生じるため、そういった不公平感をできるだけ避けることが望ましいのではなかろうかという考え方に基づいて設定しているものであります。

この規定につきましては、地域ごとの実情によりまして、個々に判断することとしております。

なお、以上3つの統一制度を適用いたしますと、現在制度を有する町村においては対象者がかなり限定されることとなりますので、といたしまして、平成18年につきましては、経過措置制度を設けることとしております。

現在、制度がある町村にあつては、幹線のバス停から地区の集落の入口までの距離がおおむね1キロ以上ある地区を対象とするという内容を経過措置の制度内容としております。

これらの統一制度及び経過措置制度によりまして対象となる地区につきましては、現在77地区程度を想定しておりまして、合併時におきましては、約800人弱の方が対象になるものと見込んでおります。

以上が高齢者等福祉タクシー利用助成事業における制度創設内容でございます。

吉川事務局員 それでは、続きまして斎場使用料の制度創設内容について御報告いたします。会議資料の23ページをお願いいたします。

まず、ここに掲載しましたすべての一覧表につきましては、上段に使用者が市民または被火葬者が市民であった場合の使用料、下段にそれ以外の使用料を記載しております。

現行制度をごらんください。現在の斎場使用料は市民であった大人の使用料金を例にとりますと、岩国市の無料から美和町の2万円まで大きな差があります。この斎場使用料は、第3回合併協議会におきまして委員さんから有料として統一してほしい、5,000円から1万円までの低い金額で統一してほしいとの意見もありまして、こうした意見を踏まえまして検討いたしました。

新制度の内容につきましては、下段の一覧表に記載しておりますが、同じく市民であった大人の使用料金を例にとりますと5,000円の負担を求めることとしております。これは、斎場の運営に係る費用のすべてを利用者に転嫁することは適当ではなく、急激な負担増とならないように、また8市町村の現行の使用料の平均が約8,000円であり、5,000円としている町村が最も多いことも考慮したものとなっております。

なお、旧市町村ごとに利用できる施設を制約することはありませんので、市民はどの施設も利用することができます。

以上が斎場使用料の制度創設内容についてでございます。

続きまして、資料24ページになります。飲料水供給施設設置整備事業等補助金の制度創設内容について御報告いたします。

制度の説明の前に若干補足の説明をいたします。まず、いわゆる水道の施設には上水道、簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設等がありまして、これらは計画給水人口によって区分されております。

一方、本事務事業の名称は飲料水供給施設設置整備事業等補助金となっておりますが、区域を定めて個人の飲料水用井戸施設等に対して補助金をしようとするものです。そのため、水道の施設としての飲料水供給施設との混同を避けるために、制度の名称を清浄な飲料水を確保するための補助金といたします。

現行制度をごらんください。これまで、同様の補助制度は由宇町、錦町、美川町及び美和町で実施されております。ただし、それぞれの町で補助の要件や補助金の額が相違し、具体的には1戸でも補助の対象にしているものや、集落の2分の1以上の世帯が共同設置しなければならないもの、補助額も3割から8割までの差異があります。

新制度をごらんください。詳細については一覧表に記載のとおりですが、新制度も現行制度同様、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的としております。

具体的には、上水道、簡易水道や他の水道施設の給水区域外に居住する者を対象とし、既設の施設の飲料水が枯渇した場合に井戸施設を設置する費用に補助金を支出しようとするものです。

この制度の対象となる戸数は、約1万2,000戸と推計しております。補助金の額は工事費の3分の1とし、2戸以上が共同で施設を設置する場合も想定しまして、10万円に対象戸数を乗じた額を限度額としております。

以上が飲料水供給施設設置整備事業等補助金の制度創設内容についてでございます。

角事務局長 続きまして、中小企業金融制度の制度創設内容を御報告いたします。会議資料25ページから26ページをごらんください。

この事業につきましては、第3回協議会におきまして、制度融資や利子補給などを総合的に見直し、合併時に金融制度を統一するという点と、一層利用しやすい制度となるよう合併時に資金を創設するという2つの方針が確認されております。

また、この金融制度に関しまして、平成15年7月には岩国商工会議所から、1番目として現在の岩国市の融資制度を新市に拡大すること、2番目といたしまして、新市建設計画の起爆剤となるような制度融資の資金を創設すること、こういった要望書も協議会あてに提出されておりますし、10月にはその創設資金の骨格となるような内容の報告書も提出されております。

こうしたことを踏まえまして検討いたしました結果、まず既存の制度融資につきましては25ページに掲げております岩国市の融資制度を基本として統一することとし、利子補給制度等、ほかの制度は廃止することにいたしました。

理由といたしまして、こちらにあります各市町村の金融制度を比べますと、融資限度額が岩国市の場合が一番高いという点、また岩国市の制度融資は融資利率を低利になるような仕組みにしておりますので、同じく低金利施策であります利子補給制度と同様、低利施策を実施しておられると。

そして、さらに融資額500万円までの保証料については支払わなくてもよいような仕組みになっておりますので、総合的な判断から岩国市の融資制度に統一するのが望ましいと判断いたしました。

なお、1点だけ現在の岩国市の制度と変更しておりますのは、中小企業振興資金、運転資金の融資期間、現在8年ということですが、これについては県の制度融資とあわせ5年というふうに変更しております。

次に、創設資金ですけれども、これにつきましては26ページの方をごらんください。この資金の一番の特徴といたしまして、新規事業者の方がより利用しやすくなるような資金とするため、万一の場合、信用保険非補てん部分について、行政、金融機関、保証協会の三者がそれぞれ3分の1ずつの損失分を負担するという点でございます。通常、貸し倒れ等がありました場合、保証協会に対して中小企業総合事業団から70%から80%程度の保険金が支払われますが、これでカバーできない部分について三者で負担しようというものです。

こうしたことによりまして、新たに事業を始めようとする場合に、実績が十分でないためこれまでの融資制度では借り入れが難しかったような事業主の方でも、借り入れが可能になるのではなかろうかというふう考えております。

また、運転資金、設備資金等の借入限度額も大幅に増額しておりますし、融資期間も運転資金の場合10年、設備資金でありますと15年と長く設定しております。

なお、この創設資金につきましては、新市建設時の起爆剤としたいという点もございますので、実施時期につきましては5年間という制限を設けて創設を考えております。

以上が中小企業制度の創設内容でございます。

続きまして、私道等舗装補助事業の説明をいたします。会議資料は27ページ、及び28ページです。

27ページの方に、現在の岩国市、由宇町、美和町で設けておられます助成制度の内容を掲げてございますが、これらを踏まえまして調整いたしました結果、28ページのように幅員2メートル以上で5年以上公共の用に供している私道のうち、両端が公道に接しているもの、一端が公道に接続し、他の一端が公共施設に接続しているもの、近接する2戸以上の居住者が常時利用するもの、これらの3つの条件のいずれかを満たす場合に補助の対象となります。

工事の内容といたしましては、舗装やオーバーレイを中心に考えておりますが、現場の状況によりましては路肩の補修等も対象としております。補助金につきましては、標準工事費100万円の2分の1、50万円を限度としております。

以上が私道等舗装補助事業制度の創設内容でございます。

最後に、水洗便所改造資金融資利子補給補助金の内容について御報告いたします。会議資料は29ページでございます。

この制度につきましては、岩国市、玖珂町、周東町、錦町の4つの自治体が現在実施しております。主に公共下水道処理区域を対象に実施してきております。

新しい制度については、こうした自治体で実施しております現行制度をもとに調整をいたしました。融資あっせん額や償還期間等が異なっておりますので、これについて調整した結果、融資あっせん額につきましては、改造工事1戸について申しますと10万円以上70万円以内、2戸以上でありましたら140万円を限度としております。償還期間は最高36カ月まで、また貸付利率は長期プライムレートプラス0.1%で、利子補給率2%までについては全額利子補給をしようという内容でございます。

なお、対象区域でございますが、これにつきましては公共下水道処理区域だけでなく農業集落排水や特定地域生活排水処理区域も対象となります。

以上が水洗便所改造資金融資利子補給補助金制度の制度創設内容でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。大変たくさんありまして長くなりましたし、時間もちょっと押してきておりますが、既存の各町村の制度をうまく調整をしながら、余りサービスの低下をしないように調整がされているのではないかと、全体的には印象を持っております。

これにつきまして、一つ一つやろうかと思ったんですけど、時間も余りありませんので、一括して御質問、御意見がありましたらお受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ、市村さん。

市村昭雄委員（美和町） 1点、商工観光関係のところの融資制度の件でございますけれども、非常にいい制度ではないかというふうに思っておりますが、現行制度では融資利率、保証利率が低利になっておりますけれども、新制度では金融機関所定の利率と保証協会所定の利率ということになっておりますが、これは低利にはならないのでしょうか。

角事務局員 通常の融資制度につきましては、現在のとおり低利の融資制度を用いまして、新しい創設資金のみ、利率等について金融機関等の所定の利率を使わせていただいております。

そのかわり、借入限度額等は従来よりも大幅に借り入れをすることが可能ということで、2つの制度を使い分けさせていただきたいと考えております。

市村昭雄委員（美和町） はい、わかりました。

井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、御異議がないと認めますので、これで報告は終わりたいと思います。

以上で、本日の予定された議題はすべて終了しましたが、ほかに何か関連がございますか。どうぞ、池田さん。

池田良幸委員（本郷村） 本郷の池田でございますが、1つ提案させていただきたいと思っております。

当初、市長のごあいさつでもありましたように、合併まで百数十日ということで、日にちも迫っております。合併後、即市長選挙がありますし、またその後、半年で市議会議員の選挙もあるわけでございますが、大変広範囲な選挙区域でございますので、選挙公報の発行を条例化させていただきたいということでございます。

公職選挙法第172条の2項で、市長及び市議会の議員の選挙においては、条例で定めるところにより選挙公報を発行することができるとなっておりますので、ぜひ条例化をお願いしたいと思っております。

去年の新聞記事でございますので、その後合併等がありまして変わっていると思っておりますけれども、去年の時点で県下で3市5町が条例化をされておりました、周南市も条例化するということを言明されて準備しているということでございましたので、既に条例化されているかどうかまだ確認しておりませんが、先日県の選管に聞きましたらちょっと把握していないということでございますので、新市になりましたら、各地の新市が条例化されているようでございますのでお願いできたらというふうに思っております。

御承知のように、面積が872平方キロということで、現在の岩国市の4倍の面積になります。自治会の数も820の自治会ということでございまして、これも岩国市の自治会の2倍になるわ

けてございます。

先日の衆議院選挙のときのポスターの掲示数を参考にさせていただくと、岩国市のポスターの掲示場が268、7町村で475ということで、743カ所のポスター掲示場が要る大変広範囲な選挙区でございました。県議員の選挙を特例のまま、現在のままで次の選挙が行なわれるとするならば、選挙期間は県議会が9日間、市長、市議会は7日間。それからポスターの掲示場が、先ほど申し上げたように、岩国市から県議員に出られる場合は268、岩国市から市議員に出られる場合が743カ所と、非常にアンバランスな格好になりますし、自治会数も市の場合、先ほど申し上げたように、倍になるわけでございます。

そういたしますと、候補者はポスター貼る、あと選挙カーで歩きますけれども、これは個人の名前を連呼するだけで政策がさっぱり見えてこない、ポスターを見てもわからない、選挙カーが来てもわからない、また周辺部は恐らく候補者の車も来ないんじゃないかというふうに思っております。

今、御承知のように、マニフェスト選挙の時代だと言われているわけでございますので、ぜひ選挙公報の発行を条例化するよう御検討いただきたいということで提案するわけでございます。

以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。町村によっては選挙公報があるのかもしれませんが、岩国は選挙公報はないという状態で以前から、まあ少し問題だなとは私も思ってますけれども、新しい市になるということで、御提言も受けまして少し検討はさせてみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではちょうど5分前ということで、順調に終わらせていただきました。御協力ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

[午前11時55分閉会]

岩国地域8市町村合併協議会会議運営規程第8条第1項の規定により署名する。

署名委員 池田良幸

署名委員 相川正雄